

# 介護予防認知症対応型通所介護及び認知症対応型通所介護事業所運営規程

社会福祉法人 清和園  
ゆいまーる習志野デイサービスセンター

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人清和園が開設する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護及び認知症対応型通所介護事業所、ゆいまーる習志野デイサービスセンター（以下、「事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護又は要支援の状態にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な指定通所介護サービスを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、可能な限り、利用者が居宅において、その有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図りながらサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ゆいまーる習志野デイサービスセンター
- 2 所在地 習志野市秋津3丁目5番1号

## (職員の職種、人数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、人数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行なう。
- 2 生活相談員 1名以上  
生活相談員は、事業所に対する指定通所介護の利用申し込みに係る調整、通所介護計画の作成等を行う。
- 3 介護職員 2名以上  
介護職員は、利用者に必要な介護、健康管理、機能訓練等を行う。
- 4 機能訓練指導員 1名以上  
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日  
日曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日及び9月第2日曜日を除く。
- 2 営業時間  
午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3 サービス提供時間

午前8時40分から午後5時20分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、12名とする。(介護予防の利用定員を含む。)

(事業所の内容)

第7条 事業所の内容は、次のとおりとする。

- 1 生活指導(相談援助等)
- 2 介護サービス(移動や排泄の介助、見守り等)
- 3 健康状態の確認
- 4 機能訓練(日常動作訓練)
- 5 介護方法の指導
- 6 送迎
- 7 入浴
- 8 食事
- 9 栄養改善サービス(但し当事業所が栄養改善サービス提供体制にある限り)
- 10 口腔機能向上サービス(但し当事業所が口腔機能向上サービス提供体制にある限り)
- 11 若年性認知症のケア

(事業所の利用料等)

第8条

- 1 事業所の利用料の額は、習志野市が定める基準によるものとし、事業所が法定代理受領サービスである時は、保険者が定める利用者負担の割合とする。
- 2 法定代理受領サービスに該当しない事業所を提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、習志野市が定める基準により算定した費用との間に差額が生じないようにする。
- 3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
  - ① 食費(食材料費及び調理に関する費用、おやつ代)  
日額 734円 (昼食: 614円 おやつ代120円)
  - ② その他利用者が負担することが適当とみられる実費。
- 4 前条に費用の額の係るサービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払の同意を得る旨の文書に署名(記名捺印)を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、習志野市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第10条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。
- 2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者が損害が生じた場合は、賠償するものとする。
  - 3 事業者は、従業員の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償をするものとする。

- 4 その他この規定に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者等は、事業所を実施中に、利用者の病状に急変や緊急事態が生じた時は、速やかに家族及び管理者に報告するものとし、必要に応じ主治医もしくは嘱託医に連絡する等の措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

- 2 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。
- 3 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。

(業務継続計画の策定等)

第13条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 施設は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行ない、必要に応じて業務継続計画の変更を行なう。

(身体拘束の適正化)

第14条 身体拘束を行なう場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

- 2 身体拘束等適正化委員会を設け、開催と共に、その結果を職員に周知する。
- 3 職員は、身体拘束等適正化のための研修を受講する。

(虐待防止に向けた体制)

第15条 虐待発生の防止に向け、次に定める事項を実施するものとする。また、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者を配置する。

- 2 虐待防止委員会を設ける。
- 3 虐待防止委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。
- 4 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

(暴力団の排除)

第16条 習志野市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）の基本理念に鑑み、次の各号に定める事項を遵守する。

- 1 事業所の代表者及び役員等より、習志野市暴力団排除条例第2条第2号及び第3条第3号に定める暴力団員及び暴力団員等を排除する。
- 2 国又は地方公共団体より補助を受けた事業により、暴力団を利することとならな

いよう、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等密接な関係を有する者を国又は地方公共団体より補助を受けた事業から排除するため、入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずる。

(その他の事項)

#### 第17条

- 1 事業所は、良質なサービスの提供ができるよう、適正な勤務体制を整えるとともに、研修の機会を設けるなど、常に従業者の資質の向上に努めるものとする。
- 2 従業者は、個人情報保護法に基づき、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これからの秘密保持について遵守することを、雇用契約の条件とする。
- 4 その他 個人情報保護規定によるものとする。
- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項については、社会福祉法人清和園と事業所の管理者が協議して定めるものとする。

(勤務体制等の確保)

第18条 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の体制を定める。

- 2 施設の職員によってサービスを提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 職員の資質の向上のための研修の機会を次の通り設ける。
  - 一 採用時研修 採用後1カ月以内
  - 二 継続研修 年2回以上
- 4 利用者に対する介護に直接かかわる職員が、一定の資格を持たない場合、認知症介護の係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

(衛生管理及び感染症対策)

第19条 設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品・医療用具の管理を適切に行う。

- 2 感染症の発生、まん延しないように必要な措置を講じる。
- 3 施設は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- 4 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 5 施設は、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(サービス情報の公表)

第20条 厚生労働大臣及び千葉県・習志野市の定める制度により介護サービス情報を公表する。

(職場におけるハラスメント)

第21条 施設は、職員による精神的又は肉体的な損害や権利を侵害する行為に関し、法人が定めるハラスメント防止等に関する規定に基づき、もって職員の人権を尊重し相互信頼に基づく職場環境の促進を図るため必要な措置を講じる。

附則

この規程は平成30年1月25日一部改正し、平成30年2月1日から施行する。

この規程は令和3年6月10日一部改正し、同日から施行する。

この規程は令和5年3月28日一部改正し、令和5年4月1日から施行する。  
この規程は令和5年6月9日一部改正し、令和5年7月1日から施行する。  
この規定は令和6年3月28日一部改正し、令和6年4月1日から施行する。